

令和6年度 第1回佐賀県私立学校審議会

日 時 令和7年3月21日（金）14：00～

場 所 佐賀県庁 新館4階 特別会議室

1 開 会

2 佐賀県私立学校審議会会長あいさつ

3 佐賀県総務部副部長あいさつ

4 議 事

【諮問事項】

第1号 高木瀬幼稚園の廃止認可について

第2号 若楠幼稚園の廃止認可について

第3号 北陵高等学校の学科の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可について

第4号 西九州大学佐賀調理製菓専門学校の課程の廃止認可について

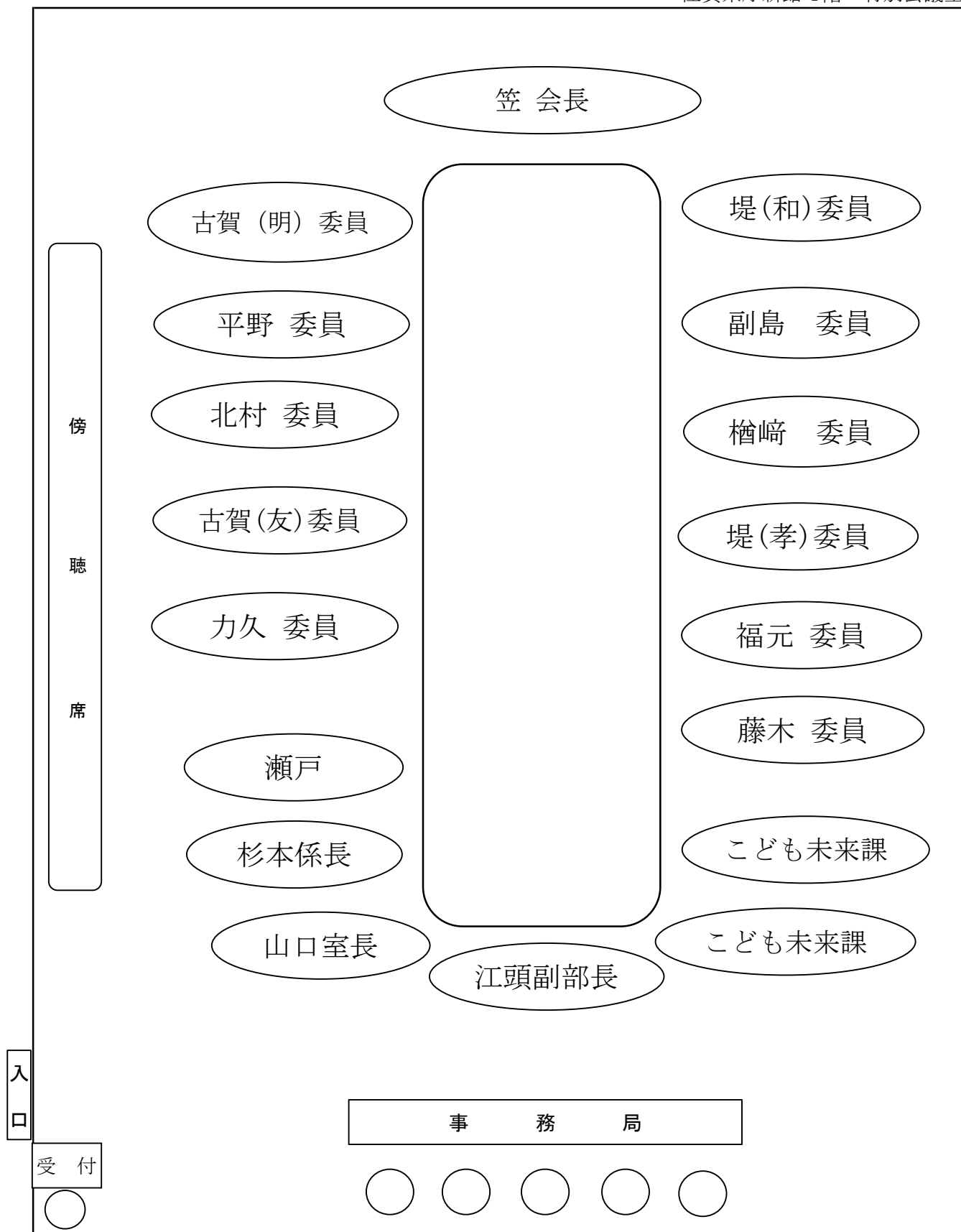
【その他報告事項】

- ・佐賀県私立学校等に関する規則の改正について
- ・県学校法人及び準学校法人の寄附行為並びに寄附行為変更の認可審査基準の改正について
- ・第46回九州地区私立学校審議会協議会について
- ・全国私立学校審議会連合会第79回総会について

5 閉 会

令和6年度第1回佐賀県私立学校審議会 配席表

佐賀県庁新館4階 特別会議室



令和6年度 第1回佐賀県私立学校審議会

日 時 令和7年3月21日（金） 14：00～

場 所 佐賀県庁 新館4階 特別会議室

佐 賀 県

佐賀県私立学校審議会 委員名簿

(令和6年9月6日現在)

区 分		氏 名	現 職	任 期 （ 4 年 ）	備 考
私立学校 校 代 表	中 学 校 ・ 高 等 学 校	副島 政史	北陵高等学校長	令和6(2024).9.6～ 令和10(2028).9.5	
		笠 慶宣	佐賀学園理事長	令和6(2024).9.6～ 令和10(2028).9.5	
		檜崎 浩史	弘学館中学校・高等学校長	令和6(2024).9.6～ 令和10(2028).9.5	
	幼 稚 園	堤 孝雄	弥生が丘マイトリ幼稚園長	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	
		福元 芳子	西九州大学附属三光幼稚園副園長	令和6(2024).9.6～ 令和10(2028).9.5	
	専 ・ 各	堤 和義	佐賀コンピュータ専門学校事務長	令和6(2024).9.6～ 令和10(2028).9.5	
学 識 経 験 者		藤木 卓一郎	佐賀県議会議員	令和6(2024).9.6～ 令和8(2026).8.31	
		古賀 明美	佐賀大学医学部看護学科教授	令和6(2024).9.6～ 令和10(2028).9.5	
		平野 智子	(株) キャリアサプライ代表取締役社長	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	
		北村 舞	佐賀県私立中学高等学校保護者会連絡協議会長	令和5(2023).6.26～ 令和8(2026).8.31	
		古賀 友枝	公認会計士	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	
		力久 尚子	弁護士	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	

【諮問事項】

第1号 高木瀬幼稚園の廃止認可について・・・・・・・・・・	1
第2号 若楠幼稚園の廃止認可について・・・・・・・・・・	2
第3号 北陵高等学校の学科の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可について・・・・・・・・・・	3
第4号 西九州大学佐賀調理製菓専門学校の課程の廃止認可について・・・・・・・・	6

【その他報告事項】

佐賀県私立学校等に関する規則の改正について・・・・・・・・	9
県学校法人及び準学校法人の寄附行為並びに寄附行為変更の認可審査基準の改正について・・・・・・・・	14
第46回九州地区私立学校審議会協議会について・・・・・・・・	15
全国私立学校審議会連合会第79回総会について・・・・・・・・	16

【参考】

諮問事項 根拠法令・・・・・・・・・・	18
諮問事項 学校地図・・・・・・・・・・	21
認定こども園4類型の比較・・・・・・・・・・	25

諮問第 1 号

高木瀬幼稚園の廃止認可について

学校法人常晃学園が設置する高木瀬幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行するため、幼稚園の廃止認可について諮問するもの。

1 設置者	学校法人常晃学園
2 学校の名称	高木瀬幼稚園
3 位置	佐賀県佐賀市高木瀬東 3 丁目 1 9 番 9 号
4 廃止の時期	令和 7 年 3 月 3 1 日
5 園児の処置	幼保連携型認定こども園において、継続して教育・保育を実施する。
6 教職員の処置	幼保連携型認定こども園にて継続して雇用する。
7 資産の処置	幼保連携型認定こども園の施設等として、教育・保育のため引き続き使用する。

【根拠規定】

- (1) 学校教育法第 4 条第 1 項
- (2) 私立学校法第 8 条第 1 項

諮問第 2 号

若楠幼稚園の廃止認可について

学校法人本願寺学園が設置する若楠幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行するため、幼稚園の廃止認可について諮問するもの。

1 設置者	学校法人本願寺学園
2 学校の名称	若楠幼稚園
3 位置	佐賀県佐賀市城内 1 丁目 2 番 2 号
4 廃止の時期	令和 7 年 3 月 3 1 日
5 園児の処置	幼保連携型認定こども園において、継続して教育・保育を実施する。
6 教職員の処置	幼保連携型認定こども園にて継続して雇用する。
7 資産の処置	幼保連携型認定こども園の施設等として、教育・保育のため引き続き使用する。

【根拠規定】

- (1) 学校教育法第 4 条第 1 項
- (2) 私立学校法第 8 条第 1 項

諮問第3号 北陵高等学校の学科の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可について

・学校法人江楠学園が設置する北陵高等学校について、「ITシステム科」の新設、また、それに伴う収容定員の変更に係る学則の変更認可について諮問するもの。

1	変更の目的	現在「生活教養科」のコースの1つとして「ITコース」を設置しているが、学科内の他のコースと教育内容等の違いが大きいことから、同コースを学科として新設し独立させる。 また、それに伴い生活教養科の収容定員を240名から120名に変更する。																																																											
2	学科の名称	ITシステム科																																																											
3	所在地	佐賀市高木瀬西3丁目7番1号																																																											
4	設置者	学校法人江楠学園 理事長 江口 敏文																																																											
5	概要	<table><tr><th colspan="3">変更前</th><th colspan="3">変更後</th></tr><tr><th colspan="2">学科・コース</th><th>収容定員</th><th colspan="2">学科・コース</th><th>収容定員</th></tr><tr><td rowspan="2">電気情報科</td><td>情報システム</td><td rowspan="2">240</td><td rowspan="2">電気情報科</td><td>情報システム</td><td rowspan="2">240</td></tr><tr><td>電気システム</td><td>電気システム</td></tr><tr><td colspan="2">建築デザイン科</td><td>120</td><td colspan="2">建築デザイン科</td><td>120</td></tr><tr><td rowspan="2">交通サービス科</td><td>自動車エンジニア</td><td rowspan="2">240</td><td rowspan="2">交通サービス科</td><td>自動車エンジニア</td><td rowspan="2">240</td></tr><tr><td>エアポートサービス</td><td>エアポートサービス</td></tr><tr><td rowspan="3">生活教養科</td><td>介護福祉士</td><td rowspan="3">240</td><td rowspan="3">生活教養科</td><td>福祉</td><td rowspan="3">120</td></tr><tr><td>こども・フード</td><td>こども</td></tr><tr><td>IT</td><td>フード</td></tr><tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">ITシステム科</td><td>120</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>840</td><td colspan="2">合 計</td><td>840</td></tr></table>				変更前			変更後			学科・コース		収容定員	学科・コース		収容定員	電気情報科	情報システム	240	電気情報科	情報システム	240	電気システム	電気システム	建築デザイン科		120	建築デザイン科		120	交通サービス科	自動車エンジニア	240	交通サービス科	自動車エンジニア	240	エアポートサービス	エアポートサービス	生活教養科	介護福祉士	240	生活教養科	福祉	120	こども・フード	こども	IT	フード				ITシステム科		120	合 計		840	合 計		840
変更前			変更後																																																										
学科・コース		収容定員	学科・コース		収容定員																																																								
電気情報科	情報システム	240	電気情報科	情報システム	240																																																								
	電気システム			電気システム																																																									
建築デザイン科		120	建築デザイン科		120																																																								
交通サービス科	自動車エンジニア	240	交通サービス科	自動車エンジニア	240																																																								
	エアポートサービス			エアポートサービス																																																									
生活教養科	介護福祉士	240	生活教養科	福祉	120																																																								
	こども・フード			こども																																																									
	IT			フード																																																									
			ITシステム科		120																																																								
合 計		840	合 計		840																																																								
6	開設の時期	令和8年4月1日																																																											
7	施設・設備	既設学科・コースの施設・設備により対応する。																																																											
8	教職員	既設学科・コースの教職員により対応する。																																																											

【根拠規定】

(高等学校の学科設置、収容定員変更)

- (1) 学校教育法第4条第1項
- (2) 私立学校法第8条第1項

北陵高等学校の概況

1 教職員数

	校長	副校長	教頭	教諭	助教諭	養護教諭	講師	事務	実習教諭	実習助手	その他	計
高校専任	1	1	1	36	2	1	5	7	6	3	3	66

※教諭等の数は、収容定員を 40 で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

【高等学校設置基準第 8 条】

2 施設及び設備等の概要

区 分	面積等	【設置基準第 13 条、14 条】
校地	49,844.00 m ²	
運動場	7,900.00 m ²	8,400 m ² 以上 (ただし、体育館を備えている場合は、この限りではない。)
校舎	11,262.00 m ²	
教室等	9,458.00 m ²	4,800 m ² 以上 【3,360 + 4 × (収容定員 - 480)】 普通教室、図
体育館	1,804.00 m ²	書室、保健室、職員室 その他

【高等学校設置基準第 13 条、第 14 条、第 15 条】

教育課程

令和8年度 第一学年から適用

I Tシステム科					
教 科	科 目 名	学 年 別 履 修 単 位 数			合 計
		1 年	2 年	3 年	
国 語	現 代 の 国 語	3			3
	言 語 文 化		3		3
	国 語 表 現			4	4
地 歴	地 理 総 合			2	2
	歴 史 総 合			2	2
公 民	公 共	2			2
	政 治 経 済		2		2
数 学	数 学 I	3			3
	数 学 II		3	2	5
	数 学 A			2	2
理 科	科 学 と 人 間 生 活	2			2
	化 学 基 礎		2		2
	物 理 基 礎			2	2
保 健 体 育	体 育	3	3	3	9
	保 健	1	1		2
芸 術	書 道 I	2			2
外 国 語	英 語 コミュニケーション I	3			3
	英 語 コミュニケーション II		3	2	5
家 庭	家 庭 基 礎	2			2
	生 活 と 福 祉		2		2
情 報	情 報 I				
共 通 教 科 科 目 計		21	19	19	59
特 別 活 動	総 合 的 な 探 究 の 時 間				
	H R 活 動	1	1	1	3
	施 設 ボ ラ ン テ ィ ア				
情 報	情 報 産 業 と 社 会	2			2
	課 題 研 究			4	4
	情 報 セ キ ュ リ テ ィ	2			2
	情 報 シ ス テ ム の プ ロ グ ラ ミ ン グ	2	3		5
	情 報 実 習	2	4	4	10
学 校 設 定 科 目	I T パ ス ポ ー ト		3	2	5
専 門 教 科 科 目 計		8	10	10	28
総 計		30	30	30	90
備 考	※科目「総合的な探究の時間」3単位は「課題研究」4単位のうち3単位で代替				
	※科目「情報Ⅰ」2単位は「情報産業と社会」2単位で代替				

諮問第 4 号 西九州大学佐賀調理製菓専門学校の課程の廃止認可について

・学校法人永原学園が設置する西九州大学佐賀調理製菓専門学校について、現在一般課程に設置しているパティシエ科を専門課程に移行するにあたり、一般課程に設置する学科が無くなるため、専修学校の課程の廃止認可について諮問するもの。

1	学校法人名	学校法人永原学園				
2	学校名	西九州大学佐賀調理製菓専門学校				
3	位置	佐賀市神園三丁目 1 8 番 1 5 号				
4	廃止の内容	(廃止前)				
		分野	課程	学科名	修 業 年 限	収容定員
		衛生	専門	調理師科（昼間部）	1 年	4 0 人
				調理師科（夜間部）	1 . 5 年	8 0 人
		衛生	一般	パティシエ科	1 年	4 0 人
		(廃止後)				
		分野	課程	学科名	修 業 年 限	収容定員
		衛生	専門	調理師科（昼間部）	1 年	4 0 人
				調理師科（夜間部）	1 . 5 年	8 0 人
				パティシエ科	1 年	4 0 人
5	廃止の時期	令和 7 年 3 月 3 1 日				
6	生徒の処置	令和 7 年 3 月 3 1 日をもって全員卒業予定				
7	教職員の処置	一般課程の教員全員が令和 7 年 4 月に新設する専門課程のパティシエ科の教員として従事する。				
8	資産の処置	現在一般課程で使用している教室・教具等は、令和 7 年 4 月に新設する専門課程のパティシエ科で使用する。				

【根拠規定】

（専修学校の課程廃止）

（１）学校教育法第 1 3 0 条第 1 項

（２）私立学校法第 8 条第 1 項（同法第 6 4 条第 1 項で準用）

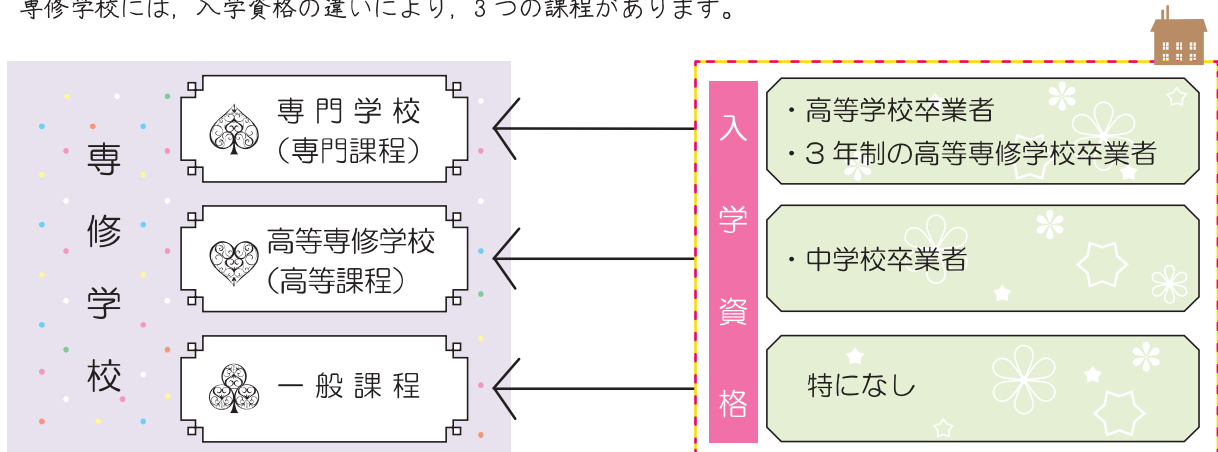
よく分かる専修学校のしくみ

専修学校とは？

専修学校は、昭和 51 年に新しい学校制度として創設されました。

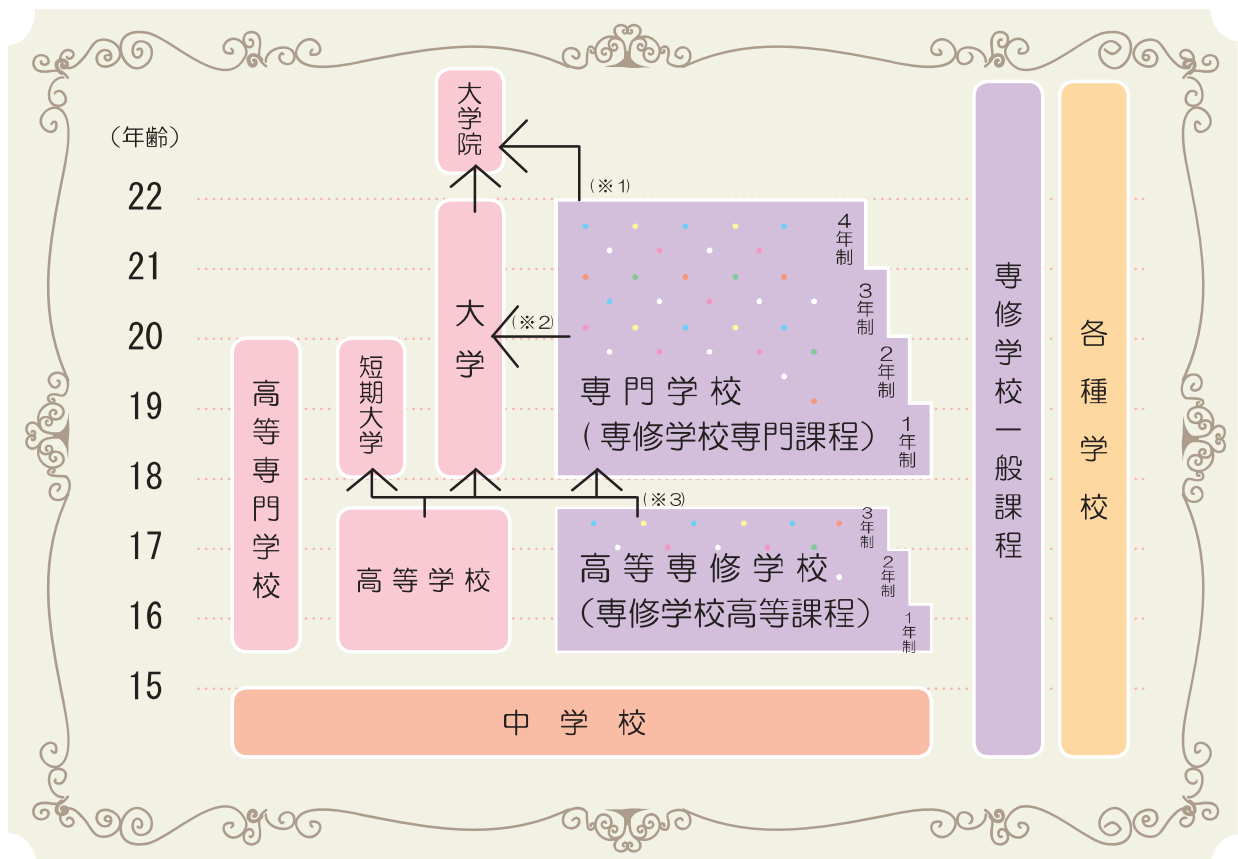
学校教育法の中で専修学校は、「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする学校であるとされ、実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、多岐にわたる分野でスペシャリストを育成しています。

専修学校には、入学資格の違いにより、3つの課程があります。



※専修学校は、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準を満たしている場合に、都道府県知事の認可を受けて設置されます。

専修学校制度の位置づけ



（※ 1）修業年限が 4 年以上等の要件を満たした専門学校の修了者は大学院へ進学が可能です。（→ 8 ページ参照）

（※ 2）修業年限が 2 年以上等の要件を満たした専門学校の修了者は大学へ編入学が可能です。（→ 8 ページ参照）

（※ 3）一定の要件を満たす高等専修学校の修了者は、大学・短期大学へ進学が可能です。（→ 12 ページ参照）

また、修業年限が 3 年以上の高等専修学校の修了者は、専門学校へ進学が可能です。

2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート！



対象になる学校は？

一定の要件を満たすことを国等が確認した

大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校

に通う学生が支援を受けられます。



どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



世帯収入や資産の要件
を満たしていること



進学先で学ぶ意欲が
ある学生であること

&

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯（※）

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

給付型奨学金の支給額は？

第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

給付型奨学金の支給額（年額）

区分	（住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合）	
	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立 35万円	80万円
	私立 46万円	91万円
高等専門学校	国公立 21万円	41万円
	私立 32万円	52万円

※支給額は単位未満を四捨五入しています。



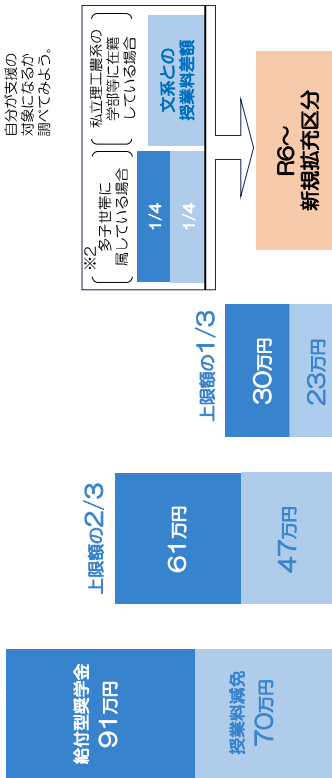
世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯収入に応じた4段階の基準で支援額が決まります。

4人家族（本人（18歳・父（給与所得者）・母（無収入）・中学生）で、
本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額（年額）

※支援額は単位未満を四捨五入しています。

上限額



年収目安 ※1
～約270万円
住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）
～約300万円
（第Ⅱ区分）
～約380万円
（第Ⅲ区分）
～約600万円
（第Ⅳ区分）

（※1）年収目安はあくまでも一例です。兄弟姉妹の数や年齢等の世帯構成などで異なります。
（※2）多子世帯は扶養する子供が3人以上いる世帯となります。

※2
多子世帯に
属している場合
1/4
1/4
文系との
授業料差額
R6～
新規拡充区分

自分が支援の
対象になるか
調べてみよう。

奨学金
シミュレーター



授業料・入学金のサポートは？

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

授業料等の免除・減額の上限額（年額）

	（住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合）	
	国公立	私立
大学	入学金 28万円	入学金 26万円
	授業料 54万円	授業料 70万円
短期大学	17万円	25万円
	39万円	62万円
高等専門学校	8万円	13万円
	23万円	70万円
専門学校	7万円	16万円
		59万円

※上限額は単位未満を四捨五入しています。



報告事項 1

佐賀県私立学校等に関する規則の改正について

<改正理由>

私立学校法の改正に対応するため。
その他実務上必要な改正を行うため。

<改正施行日>

令和 7 年 4 月 1 日

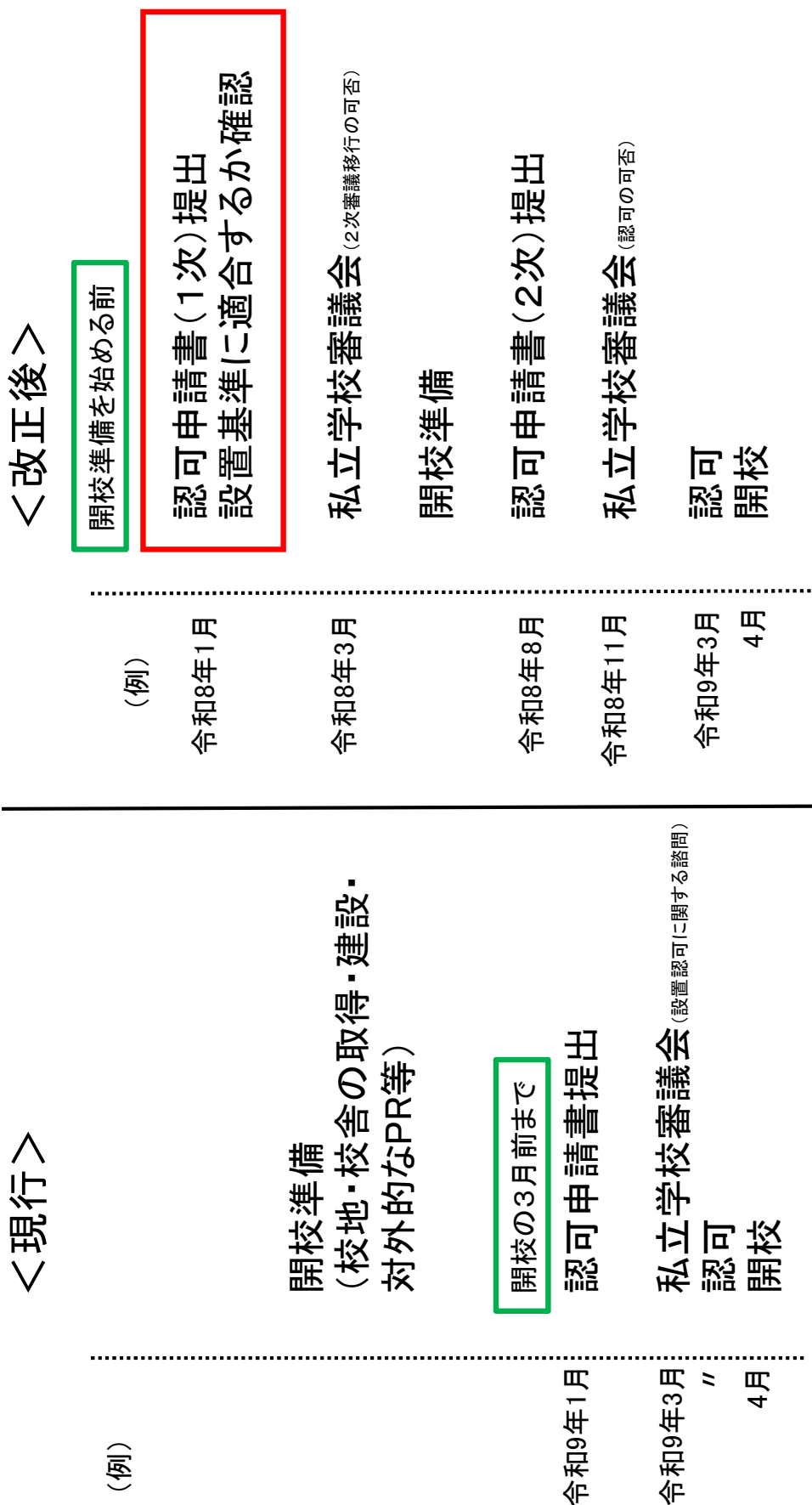
<改正内容>

別紙説明資料のとおり

1. 学校新設の際の事前審査の導入(第2条関係)

現行規則上は、学校を新設したい場合、新設(開校)の3月前までに認可申請書を提出することとなり、設置しようとする学校が設置基準を満たすかどうか審査されていないまま開校準備が進められてしまうリスクがある。

→開校準備を始める前に「認可申請書(1次)」を提出してもらい、県が事前に基準適合確認を行う。



2. 校地・校舎変更の事前・完了届(第5条関係)

現行規則上は、校地・校舎の変更(取得・建設等)を行う場合、変更完了後(校地・校舎として使用できるようになった段階)に県へ届け出る事となっている。

設置基準に反する変更が行われるリスクを避けるため、契約・工事の着手前にも届け出てもらうこととする。

＜現行＞

校地・校舎の変更
(校地・校舎の取得・建設等)



変更届提出

＜改正後＞

変更事前届提出



校地・校舎の変更
(校地・校舎の取得・建設等)



変更完了届提出

佐賀県私立学校等に関する規則 新旧対照表 (抜粋)

改正前	改正後
(学校設置認可申請等) 第2条 学校教育法第4条第1項の規定により次の各号に掲げる事項の認可を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申請書を当該事項を行おうとする日の3月前までに知事に提出しなければならぬ。 (1) <u>私立学校の設置 学校設置認可申請書 (様式第1号)</u> (略)	(学校設置認可申請等) 第2条 <u>学校教育法第4条第1項の規定により私立学校の設置の認可を受けようとする者は、当該私立学校を開設しようとする月(以下「開設月」という。)の15月前までに学校設置認可申請書(1次)を知事に提出しなければならぬ。また、審査の結果適当と認められた場合には、開設月の8月前までに学校設置認可申請書(2次)を知事に提出しなければならない。</u> 2 <u>学校教育法第4条第1項の規定により次の各号に掲げる事項の認可を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申請書を当該事項を行おうとする日の3月前までに知事に提出しなければならぬ。</u> (略)

改正前	改正後
(学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による届出) 第5条 令第27条の2第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める届出書により行わなければならない。 (1)～(9) (略) (10) 校地、運動場その他直接保育又は教育の用に供する土地に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更をしようとするとき <u>校地等変更届 (様式第21号)</u> (11) <u>校舎その他直接保育又は教育の用に供する建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとするとき</u> <u>校舎等変更届 (様式第22号)</u>	(学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による届出) 第5条 令第27条の2第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める届出書により行わなければならない。 (1)～(9) (略) (10) 校地、運動場その他直接保育又は教育の用に供する土地に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更をしようとするとき <u>校地等変更事前届 (様式第22号)</u> (11) <u>校地、運動場その他直接保育又は教育の用に供する土地に関する権利を取得し、若しくは処分したとき、又は用途の変更をしたとき</u> <u>校地等変更完了届 (様式第23号)</u> (12) <u>校舎その他直接保育又は教育の用に供する建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとするとき</u> <u>校舎等変更事前届 (様式第24号)</u> (13) <u>校舎その他直接保育又は教育の用に供する建物に関する権利を取得し、若しくは処分したとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えたとき</u> <u>校舎等変更完了届 (様式第25号)</u>

県学校法人及び準学校法人の寄附行為並びに寄附行為変更の認可審査基準の改正について

<改正理由>

私立学校法の改正に対応するため。

<改正施行日>

令和 7 年 4 月 1 日

(変更前)

4 役員等について

(1) 理事及び監事は、学校法人等の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、学校法人等の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者でなければならない。また、単に名目的な者でなく、私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者でなければならない。

(2)・(3) 略

(4) 理事である評議員以外の評議員について、学校法人等の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていなければならない。

(5) ～ (7) 略

(変更後)

(1)・(4) の規定を削除

第 4 6 回 九州地区私立学校審議会協議会について

会議名	第 4 6 回 九州地区私立学校審議会協議会
開催日	令和 6 年 8 月 6 日（火）
場所	沖縄県庁（沖縄県那覇市）
出席者	九州各県の私立学校審議会会長及び事務局職員 他 （佐賀県）会長 笠 慶宣 法務私学課 私立中高・専修学校支援室 主査 瀬戸 笙子
内 容	【議題】 （１）学校新設の際の経営に必要な財産について（提案県：鹿児島県） （２）校地、校舎の自己所有を要しない私立学校等設置に係る新規設置認可の状況及び審査基準について（提案県：沖縄県） （３）専修・各種学校の廃止及び法人の廃止に伴う残余財産の取扱いについて（提案県：沖縄県） ※協議の結果、上記（１）（２）の議題を合わせて１件とし、私立学校審議会連合会総会への提出議題とすることに決定

全国私立学校審議会連合会第 7 9 回総会について

会議名	全国私立学校審議会連合会第 7 9 回総会
開催日	令和 6 年 1 0 月 1 7 日（木）～ 1 8 日（金）
場 所	ホテルメトロポリタン長野（長野県長野市）
出席者	全国の私立学校審議会会長及び事務局職員 他 （佐賀県）会長 笠 慶宣 法務私学課 私立中高・専修学校支援室 主査 瀬戸 笙子
内 容	〔 1 日 目 〕 ○総会 報告・協議 令和 5 年度事業報告、決算報告・監査報告及び令和 6 年度事業計画・収支予算等について、承認された。 ○第 1 専門部会（専修学校・各種学校） < 議題 > 議題 1 各分野における適切な学科の設置について（特に、新たに工業分野を設置し、情報関係学科の新規設置に係る認可の状況） 議題 2 収容定員と募集定員の乖離について ○第 2 専門部会（幼稚園・特別支援学校） < 議題 > 議題 1 学校法人が児童発達支援等を実施する場合の取扱いについて 議題 2 付随事業及び収益事業の取扱いについて ○第 3 専門部会（小学校・中学校・高等学校） < 議題 > 議題 1 通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）を踏まえた設置基準の変更について 議題 2 広域通信制高等学校が設置する他県所在の通信教育連携協力施設等に関する指導監督について

	議題3 高等学校通信制課程の実態把握及び情報共有に関して ○各専門部会共通議題 議題1 学校設置認可時における経営に必要な財産及び校地・校舎の保有条件等について 〔2日目〕 ○総会 (1) 各専門部会の協議結果についての報告 (2) 次期総会について 開催県：静岡県
--	---